

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：教育委員会

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
島根県立浜田水産高等学校寄宿舎調理業務委託	R6.3.14	株式会社シーアンドシー 広島市西区東観音町2番15号	11,439,726	第167条の2第1項第2号	特定業者でないと業務が出来ない。 プロポーザル方式により業者を選定し、R6年度からR7年度までの契約としているため。			浜田水産高等学校	長期継続契約 2か年
水産練習船「神海丸」修繕工事	R6.3.18	株式会社ヤマニシ 宮城県石巻市西浜町1番地2	11,623,150	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建造業者以外の者では修繕に不具合が生じるため			学校企画課	
島根県教育情報ネットワーク ファイアウォール機器等賃貸借	R6.3.28	富士通Japan株式会社 岡山・山陰公共ビジネス部 島根県松江市学園南二丁目10番14号	5,192,880	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現行リース物件の再リースであり、継続利用するには、既存のリース契約を履行している業者以外は不可能であるため			学校企画課	長期継続契約(1年)